

令和5年12月15日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
高 橋 達 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	山 田 良 一	さ くら ぼ 観 光 課 長
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 会 長

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第5号

第4回定例会

令和5年12月15日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第53号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)  
// 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第5号))  
// 5 議第56号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について  
// 6 議第58号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について  
// 7 議第59号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について  
// 8 議第60号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について  
// 9 議第61号 トルコ館に係る指定管理者の指定について  
// 10 議第62号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について  
// 11 議第68号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について  
// 12 議第69号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について  
// 13 議第70号 寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について  
// 14 議第72号 寒河江公園に係る指定管理者の指定について  
// 15 議第73号 字の区域及び名称の変更について  
// 16 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 17 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 18 議第54号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
// 19 議第55号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
// 20 議第57号 寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定について  
// 21 議第63号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について  
// 22 議第64号 寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定について  
// 23 議第65号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について  
// 24 議第66号 寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について

- 日程第25 議第67号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- 〃 26 議第71号 寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定について
- 〃 27 請願第2号 特別委員会の設置に関する請願
- 〃 28 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 29 質疑・討論・採決
- 日程第30 議第74号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 31 議第75号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第76号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）
- 〃 33 議第77号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 〃 34 議第78号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 35 議案説明
- 〃 36 委員会付託
- 〃 37 質疑・討論・採決
- 〃 38 議会案第5号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出について
- 〃 39 議案説明
- 〃 40 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

○柏倉信一議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 この際、太田陽子議員より発言訂正の申出が

ありますので、これを許します。太田議員。  
 ○太田陽子議員 私の一般質問中の通告番号4番、  
 （2）学校施設整備計画についての質問中、「1人や2人でなく、多くの方が本当にそういうことを懸念して、本当に2校でいいのかと疑問を投げかけております」という文を、「1人や2人でなく、多くの方が本当にそういうことを懸念して、本当に1校でいいのかと疑問を投げかけております」に訂正いたします。

よろしく願いいたします。

- 柏倉信一議長** ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

- 荒木春吉議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営につきましては、12月14日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議第76号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）、議第77号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第78号寒河江市手数料条例の一部改正について及び議会議案第5号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出についての6案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

- 柏倉信一議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長

報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第1、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

〔古沢清志予算特別委員長 登壇〕

- 古沢清志予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）であります。

12月11日、委員15名全員出席、当局からは市長をはじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第53号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第53号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第4、承認第5号専決処分承認を求めることについて(令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第5号))から日程第15、議第73号字の区域及び名称の変更についてまでの12案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第16、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子

総務産業常任委員長。

[安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇]

○安孫子義徳総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第5号並びに議第56号、議第58号から議第62号まで、議第68号から議第70号まで、議第72号及び議第73号の12案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第56号の審査を行い、その後、承認第5号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第68号、議第69号、議第70号、議第72号、議第73号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「キャンプ場等の使用期間が4月から11月までとのことだが、冬も楽しめるような使用期間を設定するべきではないか」との問いがあり、当局より「本市の積雪の状況を鑑み、安全性を考慮した結果、4月から11月までの使用期間を設定しました。しかし、積雪の状況等によって期間を延長するなど柔軟な対応が取れるように、使用期間を変更することができる旨も条例に定めております」との答弁がありました。

委員より「自然災害など有事の際の対応について、条例に定めるべきではないか」という問いがあり、当局より「条例とは別に作成する利用規程において定める予定です」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「利用料金について、テント1張りにつき3人以内もしくは4人以上と利用人数によって区別しているようだが、利用区画ではなく、利用人数によって料金を設定しているのはなぜか」との問いがあり、当局より「利用人数により料金が区別されているのは、水道や電気の使用料を考慮したものであるためです。そのため、今回の条例改正についても、電気料金等のランニングコストの上昇を反映させたものになります」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号トルコ館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「候補者選定結果において、類似施設等の管理実績が8点となっている理由は」との問いがあり、当局より「当該法人は、これまでも同一施設の指定管理者となっており、評価基準にすれば10点とすべきところですが、2年間休業している点を考慮し、8点といたしました」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「選定団体の自主事業による施設の有効活用方策の評価が8点となっているのは、イベントの企画や活気づくりの提案があったからようだが、その具体的な提案内容と高評価とした理由は」との問いがあり、当局より「選定団体からは、フリーマーケットやマスコットキャラクターとの触れ合いイベントなどの提案があり、また、評価を8点とした理由は、これまでの指定管理者においてはイベントを実施しておりませんでした。今回の選定団体においては自主事業によるイベントなどにより施設を活用することを評価したものです」との答弁が

ありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公園内の設備について、ベンチの老朽化やテーブルの汚れなどが見受けられる。植生の整備のみでなく、公園の利用環境の整備も重要と考えるが、どのように考えているのか」との問いがあり、当局より「おおよそ30万円までの修繕などの軽微な維持管理については指定管理者にお願いしているところですが、御指摘のベンチの老朽化等については指定管理者から報告を受けており、今後、予算への計上を検討しております。また、景観を保つという観点からも指定管理者と十分協議し管理していきます」との答弁がありました。

委員より「選定団体は共同企業体とのことだが、管理に当たっては共同企業体を構成する各企業がエリアを分けて管理しているのか」との問いがあり、当局より「選定団体は4社から成る共同企業体であり、管理は共同で行っていると認識しております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））、議第56号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について、議第58号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議第59号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について、議第60号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について、議第61号トルコ館に係る指定管理者の指定について、議第62号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について、議第68号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について、議第69号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について、議第70号寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について、議第72号寒河江公園に係る指定管理者の指定について及び議第73号字の区域及び名称の変更についての12案件を一括して採決いたします。

ただいまの12案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

12案件は委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第5号、議第56号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第68号、議第69号、議第70号、議第72号及び議第73号の12案件は原案のとおり承認及び可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第18、議第54号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)から日程第27、請願第2号特別委員会の設置に関する請願までの10案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第28、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。月光厚生文教常任委員長。

〔月光裕晶厚生文教常任委員長 登壇〕

- 月光裕晶厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第54号、議第55号、議第57号、議第63号から議第67号まで、議第71号及び請願第2号の10案件であります。また、議会運営委員会から付託された陳情第3号の1案件についても審査を行いました。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第54号の審査を行った後、議第55号、議第63号から議第65号まで、議第57号、議第66号、議第67

号、議第71号、請願第2号及び陳情第3号の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第54号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「このたびの補正は、健康診査の申込者数が当初予算において見込んだ人数を大幅に上回ったことによるものとのことだが、申込者数が大幅に増加した要因は」との問いがあり、当局より「健康診査の申込者数が大幅に増加した要因の主なものとしては、1つ目は団塊の世代が年齢到達により後期高齢者医療へ移行したこと、2つ目は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、受診を控えていた方が受診するようになったことなどと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。



委員より「今回申請のあった3団体は、いずれも全国的に事業を展開している業者なのか」との問いがあり、当局より「このたび申請のあった3団体全てが図書館に関する業務の請負を全国的に行っている会社です。なお、今回候補者として選定した団体は、指定管理者制度を導入している全国の公立図書館のうち、6割弱の指定管理を行っています」との答弁がありました。

委員より「指定管理者制度の導入後もイベントの開催等において積極的に関わっている他自治体の例もあるが、本市は指定管理者の運営に対してどのような姿勢で臨む考えなのか」との問いがあり、当局より「指定管理者制度を導入したとしても、本市の施設であることに何ら変わりなく、指定管理者制度への移行後においても、図書館の様々な管理運営については積極的にに関わり、定期的に連絡調整会議を開催するなどして連絡を密に取りながら、指定管理者としっかりとした意思疎通を図ってまいりたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回指定管理の対象となる7施設は老朽化が大分進んでいると思うが、施設利用者へのけがなどの問題が発生した場合の責任については、指定管理者との間でどのような取決めになっているのか」との問いがあり、当局より「事故・災害による施設の損傷及び利用者の事故等に対する責任については、市と指定管理者で共に対処することとなります」との答弁があ

りました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「総合子どもセンターは、現在整備中の屋内型児童遊戯施設と似たような性格の施設だと思う。指定管理者同士が連携するなど、これらの2施設の連携をうまく取っていく必要があると思うが、考えている方策等はあるのか」との問いがあり、当局より「ゆめは一と寒河江については、子供だけで利用が可能な子供の居場所として考えており、屋内型児童遊戯施設は保護者が同伴で入ることを想定しております。平日に子供だけでふだん使いできる施設と、保護者と行く施設というように、それぞれ使い分けができる施設にしたいと考えております。なお、屋内型児童遊戯施設にゆめは一と寒河江の職員等を派遣して、保護者の相談を受け付ける子育て支援センターの機能を持たせることも検討しており、そのような形で機能を充実させていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をも

って原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号特別委員会の設置に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後に審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「学校施設整備計画は、これからの寒河江市の教育環境をどのようにしていくかという重要なものであると思う。今月の教育委員会で当該計画が改定されることになっているが、まだ市民の間では、中学校1校案、2校案の双方に対し様々な意見がある。当該計画への賛否にかかわらず、議会として根拠を持って結論を出すためにも、特別委員会を設置の上、調査研究を行い、いい方向に向かうように全員で検討していくべきだと思う。私はこの請願に賛成する」という旨の意見がありました。

委員より「学校施設整備計画については、これまでに何度も議会への説明があり、また、計画の改定案については、今月の教育委員会で最終案が示され、改定が行われる段階に来ているものである。私は、特別委員会設置の必要性はないと思う」という旨の意見がありました。

委員より「私の周りでは現在示されている学校施設整備計画に賛成の方が多。これまで計画を様々に練ってきた経過もあり、特別委員会を設置する必要はないと思う」という旨の意見がありました。

ここで、委員より、請願の趣旨説明を聞くために請願者の出席を求める動議が提出されました。この動議に対する採決の結果、賛成少数をもって請願者の出席を求めないことに決しました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りましたが、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号が採択すべきものと決しましたので、陳情第3号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りました。

主な意見等を申し上げます。

委員より「陳情項目2つ目の「すべての医療機関・介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること」について、全てに行き渡るような施策というのは現実的には非常に難しいと思う。そのため、「医療機関・介護施設への物価高騰支援策を拡充すること」へ変更すべきだと思う」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質疑ですか、渡邊議員。（「委員長報告に対する質疑です」の声あり）渡邊議員。

○渡邊賢一議員 それでは、委員長のほうに質問させていただきます。

まず、請願第2号の特別委員会設置に係る請

願についての報告がありました。

まず1つ目は、私どもの議会基本条例、これは平成24年6月20日条例第24号ということで定められたものなんですけれども、この第6条の第4項、「提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする」というふうに規定されているわけです。

これについては、請願に関わる紹介議員及び請願者の委員会出席に関する内規、申合せについて、これまた規定があるわけなんですけれども、これは常任委員会で当然のことながら検討し、そしてどう取り扱うかを議論すべきものなんですけれども、私が申し上げたいのは、請願に関わる紹介議員、この部分ですね。複数の紹介議員がいたわけですから、太田議員以外の紹介議員についての検討はなされなかったのかということと、また、そういう議会基本条例というものがあがりながら、あえてこの請願者の意見を聴く機会を採決でもって判断するという、そこは最終手段だと思うんですけれども、少数意見の尊重ということを委員長はどのようにお考えでそのように決めたのか、お伺いします。

○**柏倉信一議長** 月光委員長。

○**月光裕晶厚生文教常任委員長** まず、紹介議員が2名いたということに対してですが、委員会における審議の中で、委員より、委員外議員である紹介議員の出席を求める動議は出なかったため、出席の要求はしておりません。

条例違反について、私の考えはどうか、どういう考えで進めたかということに関しては、委員長は中立の立場から委員会を運営するものであり、その職責からして、審査案件に関する自身の見解など、そういった進行の見解などを述べるべきではないと思いますので、私の意見は差し控えさせていただきたいと思います。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 委員長でそういう採決をする場合は、きちんと何に基づいてこの採決をするか

ということを、事前に諮る前にですね、こういう規定があるということをしちんと認識をさせるべきだというふうに思います。

あともう一つ、この請願は、市当局あるいは国・県へつながる提案ではなくて、議会活動に関する政策提言のための特別委員会設置であるということを出されたものです。ですから、今議会の会期中に採択、不採択を決するという事になっているわけなんですけれども、内容が市議会活動に関することであって、慎重に審議されるためには、議員でない請願者からその真意を聴く、意見を聴く必要があるというふうに思います。

先進自治体の場合ですと、請願を出す際にも、参考人招致という形で委員会に来てくれというふうに説明を求められた場合は、それに同意できますかというふうなことまで意思表示を示せる自治体もあるというふうに伺っています。当然、これからそうすべきだというふうに思いますが、そういう規定がない以上、委員会での決定というものは非常に重いものだというふうに思います。

先ほど報告された、常任委員会で請願者に意見を聴く機会が与えられなかったというふうなことは、つまりこの努力義務、「努めるようにする」というふうな努力義務規定でありながらも、請願者に何も手だてをしないということは、まさにこの議会基本条例の制定の趣旨に反し、これまで私も議会活性化検討委員会などにも委員として参加をさせていただいてきましたけれども、そこで議論になった委員会の活発化、そういったものに反するというを強く指摘したいというふうに思います。

以上です。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。(「議長」の声あり) 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 それでは、緊急動議を、特別動議を申し上げたいと思います。

事務局のほうに伺いましたら、事務的な規定は定められていないということで、口頭でもいいというふうにおっしゃっていましたので、それに基づいて動議を申し上げます。

まず、議会運営委員長の報告にはありませんでしたけれども、昨日、請願者の意見を聴く機会を設けるというふうなことで議会運営委員会の中でも議論がありました。それで、その請願提案者からのペーパーですね、これが議長宛てに出ているわけでありまして。本会議場で請願提案者の意見を聴いた上で、しっかりと審議すべきだというふうに強く求めますというふうな申入れがあるわけです。この本会議の中で、きちんとそういう機会を設けるべきだと私は思うのでございます。

先ほど言った議会基本条例第6条第4項に規定されているばかりでなく、もう一つは、議長自らが、これは今年の5月19日の市議会第2回臨時会で、議長・副議長選挙候補者所信表明の中で、学校施設整備計画に関する発言があるからでございます。

それをそのまま、原文、録画のほうから起こした文章を申し上げますと、柏倉議長は、「寒河江の未来を占う、とりわけ重要な課題が山積しております。中学校の統廃合、小学校の統廃合」「こうした政治課題に真摯に向き合い、支持者の代弁者として議論を尽くすことで、議員として責任を果たせる、存在感のある議会にしていきたいと考えているのであります」というふうに所信表明をされているわけでありまして、そうしたことから、議長、しっかりとその言動一致できるようにですね、ここは議長で申請者からの発言の機会をつくるべきではないでしょうか。ぜひお諮りいただきたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 ただいま渡邊賢一議員より、請

願第2号特別委員会の設置に関する請願について参考人招致を求める動議が提出されましたが、この動議を議題として取り上げるることについて起立により採決いたします。

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで、請願第2号特別委員会の設置に関する請願について参考人招致を求める動議を議題として、起立により採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、本動議は否決されました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

渡邊議員、賛成ですか、反対ですか。（「ほかに、議長……」の声あり）第何号に対して。渡邊議員。（「請願に対して、請願第2号に関して賛成の討論です。あと、議長、ほかに反対討論があるかないかも諮っていただきたいと思えます」の声あり）もちろんです。

ほかにありませんか。後藤議員。（「請願第2号に対する反対の立場での討論です」の声あり）

ほかにありませんか。太田議員。（「請願第2号に対する賛成の討論です」の声あり）

ほかにありませんか。野口議員。（「請願第2号に対しての反対の討論です」の声あり）

それでは、初めに、請願第2号賛成討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 特別委員会の必要性について、申請者が文書で述べておられますが、私からもこの請願に対する賛成討論を申し上げ、賛成理由として2点申し上げたいというふうに思いま

す。

まず、特別委員会で調査すべき小学校の統合計画の問題でございます。

今回の最終案では、醍醐小学校の複式学級解消については何年も先送りとなります。白岩小についても同様で、最終案における高松小学校跡地の統合小学校早期建設が望まれるわけであります。

また、一番老朽化が進んでいるとされる、改築が急がれる西根小学校についても、さらに、さらに先送りとなる計画です。西根小学校の移転改築を先送りしたことで危険な校舎で勉強させることになり、これもまた大きな問題であります。

さらに、現寒河江中部小学校の児童数660人の膨張、そして教室が足りなくてプレハブ校舎で勉強しなければならない残念な状況がこのまま改善されず、一方で、寒河江小学校、児童数410人の空き教室が増え続けるという、この2校の不均衡、教育環境の格差がますますひどくなるのであります。これは、まさに今回の計画で比較された中学校、陵南中と、陵東中、陵西中、2校のアンバランスとなっているわけであります。

こうした問題について、5年後に見直しを先送りすることなどは黙っていいのでしょうか。私たちこそが、現場の教職員や子供たち、PTAの意見に耳を傾け、この計画の中身について、存在感を持った議会として特別委員会を設置してしっかりと議論すべきであります。

次に、中学校統合の問題についてであります。

パブリックコメントにも多数問題視されておりますが、東北最大級のマンモス中学校は、不登校やいじめの温床になることに加え、300人を超える同級生の顔と名前が一致なくなるなど、スクールバス通学で不便になること、また部活動の地域スポーツクラブ移行もまだまだ未定であること、地域の伝統行事が継承されにく

く、地域との結びつきも希薄になること、児童生徒、そして保護者、家族、そして地域住民はこうした計画に理解に苦しみ、ますます不安になっているのであります。

とりわけ、特別教室や体育館など校内施設、備品の利用が制限され、生徒一人一人に目が行き届かなくなると現場の教職員や元職員から根強い反対が多く、今後の学校運営に重大な支障を来すことが計画段階から指摘されているのであります。

義務教育としてふさわしい学校施設整備実現に向け、学区再編による中規模校2校建設、建設予算の再検討など、計画改定最終案の見直しを市民は強く要望しているのであります。

したがって、統廃合の大前提となる適正規模・適正配置に合致していないこと、あり方検討委員会答申である老朽化対策、少子化対策を踏まえていないこと、あと少人数学級とか複式の解消という点も全く解消されていないこと、私たち議会が責任を持って、この特別委員会ですっきり再検討すべきだというふうに思います。そして、市民の御意見を基に、私たちが議会案としてしっかりと市長に提言すべきものなのであります。

もう1点、理由としては、先ほど紹介した寒河江市議会第2回臨時会の副議長選挙での所信表明会の発言であります。

1人目が、太田芳彦議員の発言です。

「本市では、学校再編で、特に中学校の1校問題で今揺れている状態です。誰もが切磋琢磨するには2校が必要といった声が多いようでもあります。「1,000人もの生徒数を抱えるマンモス校が必要なのか」と市民の声があります。ただし、一方では、2校にすれば当然お金がかかる、先生の数も足りていないといった問題もあるようです。もっともっと議論を尽くして決定すべきだというふうに考えています」と述べています。

もう1人、現阿部 清副議長の発言です。

「学校統廃合が問題化しており、議会の果たす役割がますます大きくなっています。議員一人一人が活発な議員間討議を重ね、問題を解決していかなければなりません」、そのようにこの所信表明で発言をされているわけです。

市と議員に対して議論を尽くすべきというふうな旨を発言されているのに、先ほどの意思表示は、私はちょっと疑ってしまうのでございます。

最後になりますけれども、こうしたさがえっこの輝く未来、80年先の学校、100年後のさくらんぼの里について、最初から結論ありきで十分な議論を尽くそうとしない、具体性のない脆弱な計画を白紙委任するようなことは大変残念でなりません。言葉は悪いかもしれませんが、議会としての存在意義を自ら否定することに等しく、まさに議会人としての責任放棄と言わざるを得ません。

さきの一般質問で、捨てぜりふのような形で阿部副議長が、私の周りではみんな賛成だから、早く造れ、早く造れと述べていますが、どんなものを造るか、どこに造るかも決まっていないことをせがんでも全く意味がないのであります。

佐藤政人議員が訴えた田代地区の現状を、寒河江川左岸の地区の未来予想図として、地域振興策をしっかりと議論すべきです。

佐藤耕治議員が要望した地下核シェルター、これが本当に必要かどうか、この特別委員会で議論したらいかがですか。

私は、私ども議員に負託された責任だというふうに思うのであります。

以上をもって、特別委員会の設置を求める本請願は、願意妥当として賛成すべきことを強く申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

以上であります。

○柏倉信一議長 次に、請願第2号反対討論について、後藤健一郎議員の発言を許します。後藤

議員、後藤健一郎議員。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 それでは、私は、請願第2号特別委員会の設置に関する請願について、反対の立場で討論いたします。

この請願では、学校施設整備計画に関して、市民の理解が得られていない、多くの市民の合意形成が不十分であるとのことであります。

私は、これまでの学校施設整備計画案について、市民を置き去りにして性急に事を進めているとは思えません。

まず、令和元年7月に学校のあり方検討委員会を立ち上げ、令和3年11月の第10回まで、2年以上かけて慎重な審議がなされております。そしてその後、学校施設整備計画案の説明会を開いておりますが、令和4年5月から9か所の小学校で第1回説明会を、令和4年10月からは地区公民館や文化センターなど8か所で第2回説明会を開催しております。

そのほかに、令和4年の5月、11月、12月に町会長向けの説明会を行っており、令和4年7月に、先ほど渡邊議員の賛成討論でも名前が挙がっておりますが、白岩小、醍醐小、高松小、三泉小での保護者向けの説明会を行っております。同じく令和4年11月に、幼稚園、保育所、小学校保護者向けの説明会を5回行っております。

また、今年1月から3月に幼稚園や小学校10か所での説明会を行い、さきの10月には文化センターや西部地区公民館などで5回説明会も行われたばかりであります。

それと並行いたしまして、西根小、三泉小、高松小、醍醐小、白岩小のPTA役員による2回の検討会議、陵東中、陵南中、陵西中のPTA役員による検討会議も行っているようですし、私も小学校、中学校の子供がおりますので使っておりますが、小中学生の保護者が使用しているアプリ、さくら連絡網での意見の聴き取り、

さらに、幼稚園、保育所を通じての保護者への意見の聴き取りも行っております。

今、ざっと挙げたことに加え、その都度、市報などによる広報も行っておりますので、私は市民に広く情報発信や説明がなされていると思っております。

これだけの説明会を行っているのに、参加者が少なく、市民の理解が得られていないではないかという御意見もあったようですが、提案している内容が、問題ではない、もしくはお任せするという方は会場に足を運ばないという傾向があるのは、この学校施設整備計画に限った話ではないと私は思います。

ちなみに、先ほど申し上げたとおり、私は小学校と中学校に通う子供の保護者でもありますので、私の周りに話を聞いてみたところ、学校の再編計画について知らない方はおりませんでした。逆に、「あの話、まだ進んでいなかったのか」という御意見もいただいております。

先日の一般質問でも、焦らず、もっと時間をかけて計画を進めるべきではないかという発言があったかと思えます。確かに、時間をかければ、よりいい計画が、より合意形成が進められるかもしれません。

しかし、先ほども述べましたが、学校のあり方検討委員会の第1回の会議から4年半経過しております。その間、当初の予定からは2年先延ばしになりましたし、また、市民から寄せられた意見を酌み、当初計画を改定し、その改定案の説明会を、さきに申し上げたとおり、広く開催しております。

その学校施設整備計画が、やっと今月、教育委員会で決定されるとのこと。今月といっても、今日がもう15日ですので、あと1週間あるかないか、そんなところかと思えます。今まさに決まろうとしている計画をさらに先延ばしするようなことは、果たして子供のためになるのでしょうか。

ここにいらっしゃる議員各位は、各種式典や授業参観、学区議員と語る会などで中学校に何度も足を運んでいるかと思いますが、その際に見た校舎の状況はいかがだったでしょうか。老朽化リスクを感じた方も多いのではないかと思います。

私は、間もなく教育委員会で議決されるであろう学校施設整備計画に待ったをかけ、さらに時間をかけようとする、この請願の採択には反対をいたします。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。  
再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

賛成討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○太田陽子議員 請願第2号特別委員会の設置に関する請願について、賛成の立場から討論を行います。

本来であれば、学校施設整備計画が教育委員会より提案があったときに特別委員会を立ち上げ、寒河江市の全体を考え、まちづくりや地域のバランスなどをどのように考えていくか、総合的な検討が議会として必要でありました。

多くの市の施設が老朽化し、どのように更新していくか、学校も含め考えていく時期に来ています。学校の建て替え問題などを先行していますが、それを先行したとき、全体のまちづくりなどに影響はないのか、市政に対しての市民の不安などをどのように解消していくか、議会として調査研究していくことが必要ではないでしょうか。

学校の統廃合などについても、市民の皆さんのいろいろな意見があります。私や渡邊議員に寄せてくださる方は、統廃合について慎重な意

見が多く寄せられています。一方、一般質問の中でありましたように、ほかの議員の方には賛成の意見が寄せられていることが分かりました。

私は、先ほど後藤議員がおっしゃった説明会に、一、二回欠席しましたがほとんど参加しました。若いお父さんやお母さん、幼児教育の専門家、現職の教員の方などなど、本当に一生懸命考え、意見を述べられている姿を見て、その意見を聞き、議会に届けてまいりました。

この4月改選のとき、私が街宣をしていると、「学校を頼む」と声をかけてくださる方や、街頭から私の公約を述べていると、中学生から大きな拍手をもらうことができました。私の公約の中に「学校施設統合・廃合を考えていこう」というのがありますので、それをきちんと皆さん見て、私に投票してくださったものだと思います。

また、この整備計画は、これから10年、20年先、学校は80年先まで考えての整備だということです。学校の利用、寒河江市の将来を考えての計画であります。お金も数十億かけて行う事業です。こんな、市を左右し、大きく市民の生活に関わる問題、これを議会としてどういうふうに考えていくのか。反対、賛成、関係なく、子供たちや地域の住民の皆さんの不安や声を真摯に受け止め、調査検討し、市民の皆さんの合意が得られるようなよりよい計画にしていくなめにも、この議会としての特別委員会の設置を求め、討論を終わります。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第2号反対討論について、野口康一郎議員の発言を許します。野口議員。

〔野口康一郎議員 登壇〕

○**野口康一郎議員** 請願第2号、特別委員会の設置について、反対の立場で討論いたします。

初めに、寒河江市立学校のあり方検討委員会の初回会議が、令和元年7月10日に、当時の教育長をはじめ、学識経験者、学校の先生、各地

区のPTAの役員の方、地域の代表の方、公募委員の方など、合計17名のそれぞれ違う立場の方々が参加し、計10回会議が開かれております。

議事録も拝見させていただきました。その中で、お互いの立場や地域の事情、これから起こるであろう問題点など、多くのことを議論なされているようでした。どれもこれも子供たちのことを考え、メリット、デメリット、両方の意見が出ているようでした。

アンケートも提出され、60%以上の回答をいただいたとあり、多くの市民の皆様の御意見も伺っているようですので、市民の合意形成がなされていないというのには当たらないと感じました。

そして、これまでも議員懇談会などで何度も議員にも説明がなされていますし、市民の皆様からの「説明が足りない」との御意見をいただき、本来予定していた用地選定会議も中断し、1年かけて地域説明会も開かれました。

令和5年12月に最終案を提出するとのロードマップも示され、当初の計画から2年遅れて新体制のスタート予定となっております。そこに来て、なぜ最終案が提出される今、特別委員会が必要なのでしょうか。1年前には既に市民の皆さんへも現在のロードマップはお示しされておりますので、請願が出されるのであれば、もっとほかにタイミングがあったのではないのでしょうか。

これまでも、地域説明会や議員懇談会、パブリックコメントをいただくなど、初回会議から既に5年かかっております。このたびの特別委員会を設置するとなると、今まで行ってきた議論をやり直さなければならないのでしょうか。また同じ時間をかけなければならないのでしょうか。その犠牲になるのは、結局、私たちの子供たちです。

令和12年にできる予定の新しい中学校に入学できる、新しい中学校に2年間だけ通える、1



年間だけ通える、実際に今、小学生以下の子供を持つ私をはじめ我々保護者は、市が提案したロードマップを見て、自分の子供が何歳のときにできるのかと考えています。特別委員会が設置されれば、さらなる混乱が生まれると感じます。

次に、現在の中学校の校舎の老朽化も深刻です。水道管が老朽化し、学校の水が飲めない、雨漏りがする、外壁が壊れている、体育館の破風板が壊れているので危ないなど様々な問題を抱えていると聞いております。そのことを解決するためにも一刻も早く、子供たちのために新しい校舎が必要だと思えます。

誰もが納得できる結果を、誰もつくることはできないと思えます。これからは、今挙がっている課題をどういうふうに対応し、納得できる人を増やし、子供たちから喜んでもらえる、子供たちを入れてよかった、あの学校に入れたいと思ってもらえるように、お互いに協力し、努力する時期だと私は考えます。

以上の理由から、このたびの特別委員会の設置には反対させていただきます。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第64号及び請願第2号を除く議第54号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第55号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第57号寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定について、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について、議第65号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について、議第

66号寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について、議第67号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について及び議第71号寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号、議第55号、議第57号、議第63号、議第65号、議第66号、議第67号及び議第71号の8案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第64号寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号特別委員会の設置に関する請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 日程第30、議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてから日程第34、議第78号寒河江市手数料条例の一部改正についてまでの5案件を一括議題といたします。

## 議案説明

○**柏倉信一議長** 日程第35、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 初めに、議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第76号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の交付金を活用し、物価高騰等の影響を大きく受けている低所得世帯への支援を速やかに行うため、寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業費の追加を行うほか、ふるさと納税の増加に伴う基金管理事業費の追加等を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ9億8,688万

4,000円を追加し、予算総額を240億7,208万5,000円とするものでございます。

次に、議第77号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

歳出予算について、総務管理費を35万4,000円減額し、包括的支援事業任意事業費を35万4,000円増額するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ補正前と同額の47億4,121万9,000円とするものでございます。

次に、議第78号寒河江市手数料条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍事務の手数料について所要の改正をしようとするものでございます。

以上、5案件について御提案申し上げましたが、詳細につきましては関係課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 議第74号及び議第75号の詳細説明を鈴木総務課長に求めます。鈴木課長。

〔鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職のうち、市長、副市長、教育長並びに病院事業管理者の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

この改正条例は、4条立ての構成になっており、第1条及び第3条は公布日施行で適用日が

令和5年4月1日、第2条及び第4条は令和6年4月1日から施行とする内容でございます。

第1条の改正内容について御説明いたします。寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正で、第4条には常勤職員、市長、副市長、教育長の期末手当、第7条には議会の議員の期末手当に係る支給月数が規定されておりますが、山形県人事委員会勧告や県知事、県議会議員、国会議員の改定状況を踏まえ、12月の支給月数を1.625月分から1.675月分へ0.05月分引き上げるものでございます。それに伴い、年間支給月数を3.25月分から3.30月分に引き上げる改正となります。

第3条につきましては、寒河江市立病院事業の管理者の期末手当に係る支給月数を第1条と同様に改正しようとするものでございます。

第2条及び第4条の改正内容について御説明いたします。常勤特別職、議会の議員、病院事業管理者の期末手当について、令和6年4月1日から、年間支給月数を変えずに、支給月数を6月と12月で均等にするものであります。これは、給与改定に伴い期末手当の引き上げを行う場合、改正年度は12月の期末手当の支給月数のみで調整を図ることが一般的であるため、翌年度の支給月数を再度改正するものであります。

附則第1項は、それぞれの条文の適用日を規定しており、附則第2項は、差額を支給することとするため、既に支給された期末手当は内払いとする旨、規定するものでございます。

続きまして、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の給与月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定しようとするものでございます。

この改正条例は、2条立ての構成になっており、第1条は適用日を令和5年4月1日に遡る改正内容で、第2条は令和6年4月1日施行と

する内容です。

第1条の改正内容について御説明いたします。これは、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与の改定を行うものです。

第16条第2項の改正は、再任用職員以外の職員の期末手当率の引き上げを行うものです。現在の支給割合は6月、12月ともに1.20月分ですが、これを6月は1.20月分、12月を1.25月分とし、0.05月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を2.40月分から2.45月分に引き上げる改正となります。

第16条第3項の改正は、再任用職員の期末手当率の引き上げを行うものです。現在の支給割合は6月、12月ともに0.675月分ですが、これを6月は0.675月分、12月を0.7月分とし、0.025月分引き上げるものでございます。これに伴い、年間支給月数を1.35月分から1.375月分に引き上げる改正となります。

第17条の3第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当率の引き上げを行うものです。現在の支給割合は6月、12月ともに0.975月分ですが、これを6月は0.975月分、12月を1.025月分とし、0.05月分引き上げるものでございます。これに伴い、年間支給月数を1.95月分から2.00月分に引き上げる改正となります。

第17条の3第2項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当率の引き上げを行うものでございます。現在の支給割合は6月、12月ともに0.475月分ですが、これを6月は0.475月分、12月を0.50月分とし、0.025月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を0.95月分から0.975月分に引き上げる改正となります。

別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表(二)、(三)につきましては、増額改定となっております。

行政職給料表では、高卒の初任給を1万2,000円、大卒の初任給を1万1,000円引き上げし、

若年層に重点を置きつつ、全ての級で給料月額を引き上げるものです。主事級で1万2,000円から500円程度、その他の主任、係長等の級では8,400円から500円程度を基本に引き上げ、平均改定率1.03%となっております。

医療職の給料表(二)、(三)についても、行政職との均衡を基本に引き上げております。

続きまして、第2条の改正内容について御説明いたします。

第16条第2項及び第3項の改正は、期末手当の支給割合について、令和6年4月1日以降は6月と12月の支給割合を均等にするものです。

第17条の3第2項第1号及び第2号の改正は、勤勉手当の支給割合について、令和6年4月1日以降は6月と12月の支給割合を均等にするものであります。

附則第1項は、それぞれの条文の適用日を規定しており、第2項は、差額を支給することとなるため、既に支給をされた給与は内払いとする旨、規定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 議第76号詳細説明、歳入全部について、小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○**小泉 尚財政課長** 議第76号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)について、初めに歳入につきまして御説明いたします。

5ページの事項別明細書を御覧ください。

14款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得者世帯に7万円を支給する寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業に充当するもので、事業費の全額が国のほうから交付されます。

15款2項7目の山形県地域経済活性化物価高騰対策事業費補助金は、市町村が行うプレミアム商品券事業に対し、人口1人当たり1,000円を県が負担するもので、地域経済緊急対策事業

に充当いたします。

17款1項1目の寄附金は、ふるさと納税の増加を見込み、追加をするものでございます。

18款1項8目の繰入金は、今回の補正の財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。これにより、財政調整基金の残高は約18億7,740万4,000円となります。

以上が歳入でございます。よろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 次に、歳出各款、歳出2款について、鈴木総務課長。

〔鈴木 隆総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**鈴木 隆総務課長(併)選挙管理委員会事務局長** 次に、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書6ページの1款議会費から12ページの10款教育費までの特別職給与費及び職員給与費等につきましては、山形県人事委員会勧告等を踏まえ、特別職の期末手当支給月数の引上げと一般職の職員の月例給及び期末勤勉手当支給月数の引上げに伴う、給料、職員手当、共済費等3,583万1,000円の増額となりますが、人事異動や育児休業等に伴う給与費等経費の調整により5,058万8,000円の減額となり、全体としましては1,475万7,000円の減額をしようとするものでございます。

同じく事項別明細書6ページの2款1項1目の総務管理事業の委託料につきましては、このたびのふるさと納税に係る贈収賄事件を受けて、庁内に再発防止対策プロジェクトチームを立ち上げ、再発防止対策を進めておりますが、その対策内容について、公認会計士等の外部機関に検証してもらうための業務委託料でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 歳出第2款、山田さくらんぼ観光課長。

〔山田良一さくらんぼ観光課長 登壇〕

○**山田良一さくらんぼ観光課長** それでは、私か

ら、第2款第1項第5目財産管理費について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税の寄附金の収入が今後増加するのを見込み、それに伴う返礼品等の支払いに対応するため追加するものでございます。

6ページを御覧いただきたいと思っております。

補正予算の詳細ですが、報償費は返礼品調達費及び送料でございます。

役務費は、現在契約しております寄附受付ポータルサイトの手数料でございます。

委託料は、今後の寄附増加に伴い発生する寄附受領書発行をはじめとする業務に係る費用でございます。

最後に、積立金ですが、来年度以降の事業に充当するための積立金を追加するものでございます。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○柏倉信一議長 歳出第3款、小林福祉国保課長。

〔小林弘之福祉国保課長 登壇〕

○小林弘之福祉国保課長 続きまして、3款1項1目寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業につきまして御説明いたします。

8ページを御覧ください。

このたびの事業は、物価高騰の影響を受けた方に対する国の重点支援地方交付金が追加されまして、対象事業となる低所得世帯支援枠を活用し、住民税非課税世帯を対象に7万円を給付するものであります。

事業の内訳について御説明申し上げます。

今回の業務に当たり、会計年度任用職員の報酬や共済費、旅費、また職員の時間外手当のほか、郵送料や振込手数料等の役務費、印刷製本費や消耗品等の事務費分に7万円の給付金2,600世帯の扶助費を加えた合計1億8,850万円を計上するものであります。

以上、よろしく御願ひいたします。

○柏倉信一議長 歳出第7款、白田商工推進課長。

〔白田純一商工推進課長 登壇〕

○白田純一商工推進課長 第7款商工費について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

7款1項2目商工振興費の地域経済緊急対策事業は、物価高騰等の影響による厳しい経済環境を踏まえ、消費喚起など市内経済の循環と活性化を図ることを目的とし、プレミアム商品券事業を実施するための経費として6,083万1,000円を追加するものです。

プレミアム商品券実行委員会負担金6,083万1,000円の内訳としましては、商品券のプレミアム分として4,500万円、事務経費として1,583万1,000円をそれぞれ見込んでおります。

このたびのプレミアム商品券事業は、スマートフォンアプリ、チェリンPayによる実施を想定しており、現在実施中のチェリンPayによる商品券同様、プレミアム率を30%、販売単価5,000円としたものをこのたびは3万セット分として見込んでおり、これに伴う発行総額は1億9,500万円となる予定であります。

なお、実施内容の詳細につきましては、事業委託先である寒河江市緊急経済対策事業実行委員会などと調整を図りながら決定をまいりたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○柏倉信一議長 次に、議第77号詳細説明、寺西健康増進課長。

〔寺西里衣健康増進課長 登壇〕

○寺西里衣健康増進課長 それでは、議第77号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものです。

歳出について申し上げます。

3ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費を35万4,000円減額し、4 款 3 項 1 目包括的支援事業任意事業費を35万4,000円増額するものです。

その結果、歳入歳出とも増減はなく、予算額は補正前と同額の47億4,121万9,000円とするものであります。

人件費の流用等はできないことから、このたびの補正予算とするものでございます。

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○**柏倉信一議長** 次に、議第78号詳細説明を、小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○**小泉 尚財政課長** 議第78号寒河江市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正戸籍法の施行に伴い、令和6年3月1日から、本籍地以外の市町村でも戸籍証明書等を取得することができる広域交付が始まります。

また、令和6年度末から、パスポートの発給申請などで、戸籍電子証明書提供用識別符号という符号を前もって取得しまして、それを提示することにより戸籍電子証明書を確認できることになり、戸籍証明書等の添付が不要になります。

戸籍事務の手数料については、地方自治法において、標準手数料、政令が定める額を標準として条例で定める必要があるとされておりますが、戸籍証明書等の広域交付事務などに係る標準手数料政令等が今月の6日に公布されましたので、3月の開始に間に合うよう、手数料条例の一部改正案を追加議案として上程するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

## 委 員 会 付 託

○**柏倉信一議長** 日程第36、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第74号、議第75号、議第76号、議第77号及び議第78号の5案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**柏倉信一議長** 日程第37、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第74号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第75号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第76号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第77号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第78号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第74号は可決されました。

次に、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議第76号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議第77号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議第78号寒河江市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第38、議会案第5号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第39、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第40、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第5号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時57分

○柏倉信一議長 これにて、令和5年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。